

## 京都商工会議所と一般財団法人今日庵との連携・協力に関する協定書

京都商工会議所（以下、「甲」という。）と一般財団法人今日庵（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携・協力を深め、日本の伝統文化である茶道文化の振興並びに普及・啓発を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）茶道精神に触れ、点前を体験する場づくりに関すること。
- （2）茶道文化の普及のための広報・啓発に関すること。
- （3）京都の企業経営者や従業員等に対する日本文化を伝え学ぶ機会の提供に関すること。
- （4）持続可能な文化と産業との融合による京都ブランドの振興に関すること。
- （5）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間および更新は、次のとおりとする。

- （1）本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。
- （2）甲乙いずれかから更新しない旨の意思表示がされないときは、本協定は同一条件により1年間更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和4年6月1日

（甲）京都商工会議所

（乙）一般財団法人今日庵

会頭 塚本 能交

理事長 千 宗室